



子ども手当の現況届の提出はお済ですか？

子ども手当制度について

○支給対象

子ども手当は、0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に支給されます。

○支給額

子ども1人につき月額13,000円

○支払時期

原則として、6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

【注意】

子ども手当を「新たに受給する」あるいは「対象となる子どもが増える」場合には、これとは別に認定請求書の提出が必要です。

健康福祉課子育て支援係、内牧支所、波野支所

○提出先

- ・ 請求者(父もしくは母)の保険証
- ・ 印鑑(認め可)
- ・ 子どもと別居している場合、住民票(子どものいる世帯全員)

○現況届提出時に必要なもの

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件(子どもの監督や保護、生計同一)を満たしているかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。 ※対象となる方には、現況届の用紙等を6月上旬にお送りしていますので、届いた方で提出されていない場合は早急に提出してください。なお、公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには申請(認定請求)が必要です。11月30日までに忘れずに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)

なお、すでに父子家庭としての支給要件に該当している方は、8月1日より前でも申請できます。

○児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

○父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。(子どもの年齢が18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者または20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

○手当額(月額)

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

【児童1人の場合】

全部支給：41,720円

一部支給：9,850円～41,710円

【児童2人以上の加算額】

2人目：5,000円

3人目以降1人につき：3,000円

※ 所得制限により、支給停止となる場合もあります。

【不支給要件】

- ① 日本国内に住所を有しない
- ② 公的年金を受給している(受給権がある)
- ③ 児童を監護していない

○申請に必要なもの

申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本(抄本)・課税台帳記載事項証明書・住民票が必要になる場合があります。預金通帳の写しや保険証の写しも必要です。

※ 申請方法や個々のご家庭が支給要件に該当するかについてはお問い合わせください。